

電子私書箱（仮称）による社会保障サービス等のIT化に関する検討会
（19年度 第1回）

日時：平成19年10月29日（月） 9：30～10：56

場所：内閣府本府 第5特別会議室

1. 開会
2. 検討会の運営について
3. 電子私書箱の趣旨・背景及び具体的イメージについて
4. 今後の検討課題について
5. 議論
6. 今度の検討の進め方について
7. 閉会

（配付資料）

- 資料1：電子私書箱（仮称）による社会保障サービス等のIT化に関する検討会の開催
について
- 資料2：「電子私書箱（仮称）による社会保障サービス等のIT化に関する検討会」の
運営について（案）
- 資料3：IT新改革推進戦略 政策パッケージ（抜粋）
- 資料4：重点計画－2007（抜粋）
- 資料5：電子私書箱（仮称）の検討の背景
- 資料6：電子私書箱（仮称）の具体的イメージ（案）
- 資料7：今後の検討課題（案）
- 資料8：今後の検討課題の進め方について（案）

1．開会

2．検討会の運営について

事務局より、資料1に基づき検討会の開催概要について説明後、資料2に基づいて検討会の運営案を説明し、各委員から承諾を得た。

3．電子私書箱の趣旨・背景・及び具体的イメージについて

事務局より、資料3、資料4、資料5、資料6について説明した。

4．今後の検討課題について

事務局より、資料7について説明した。

5．議論

委員の主な発言は以下の通り。

- IT社会の基盤整備として個人情報保護法制が整備されたが、今後、実態を踏まえて使い勝手のいい形づくり直していくことも検討すべき。現行制度の仕組みの中でどうするかを考えた場合、本人同意をどうするか。包括的な同意や、場合によっては特に同意が要らないことが表明できるような仕組みがあれば、本人にとってもメリットになるのではないか。
- 国民にとっての「安心感の醸成」が必要。問題があった際、例えばブラックリストのようなものに情報が載ってしまった場合や、悪質な事業者への対策等について、国・自治体が積極的に役割を果たす必要があるのではないか。
- 昨今、プライバシーが重要視されているが、本当に保護すべき情報というのは何なのかということを改めて考える必要がある。
- 既に利用者に対して情報を提供している先駆的な医療機関や健康保険組合等のインタフェースを整備することが重要。
- レセプト情報は一般の方が理解するのは難しいので、むしろカルテのようなもので症状等の情報が閲覧できれば有用である。
- 電子私書箱事業者を複数想定していることは、競争力を源泉としたサービスの質向上の観点からも、非常に良いことである。
- 銀行、保険、証券、各種基金、企業等が同じプラットフォームに乗っているのが良い

と思う。これらの情報を国民に各種生活サービスとして提案できれば良い。また、納税を含めて資産運用のサポートをするというのも面白い。

- サービス提供者と利用者間のみでの情報のやりとりだけでなく、複数のサービス提供者間で個人の情報を流通させて価値あるサービスを提供するのであれば、さらにセキュリティ面での対応が必要となる
- 現行の個人情報保護法に基づく取り扱いのみでは、特定の機微な個人情報の取り扱いについて格別の措置を講ずることができない。
- P I A（プライバシー・インパクト・アセスメント：プライバシー影響評価）の観点が重要。
- 一元管理をすると一瞬で全てのものが使えなくなる可能性もある。従来からのセキュリティの確保にあわせて、利用者がそのサービスを利用できなくなるということがないような対応が必要。
- 例えば本人が亡くなった時に何らかの意思表示ができる等、情報の提供や利用ができる仕組みを検討する必要がある。
- 民間部門でいう個人データの第三者提供と公的部門でいう保有個人情報の提供で手続きが相互に異なることから、情報の自由な流通を確保するためのガイドライン等が必要ではないか。
- 個人情報の集積、開示、利用という面については、しばしば自己決定権が強調されるが、義務の面も非常に重要である。
- ある種の情報を民間企業に預けた場合、その企業が破綻するなどの事態に備えて、官の側がある程度システムを組み込んでいく等、すべてが本人任せにならないよう気をつける必要がある。
- 国防的な観点では、データの集積場所あるいはデータが流れている場所が国外である場合、日本国民が日本国憲法及びその下の種々の法律によって保護されるという保障はないことにも留意する必要がある。
- 低所得者あるいは地方に住んでいる特定の人たちが十分なサービスを受けられず、高所得者だけがサービスを受けるようなことにならないよう、官の役割について十分に検討する必要がある。
- 米国のHIPAA、Real ID Act、英国のIDカード法等、各国の現在の制度を踏まえた検討を行うべき。

- 郵便に例えると、中身と封筒の宛名をどうするか、到達確認をどうするか等を考える必要がある。

6．今度の検討の進め方について

事務局より、資料8に基づいて今後の予定について説明した。

7．閉会

以上